|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令和　２年　　月　　日　　時　　分　受理 | | 受付順位 |
|  | |  |
| 提出者に対する質疑通告書  　藤枝市議会議長　　薮崎　幸裕　様  藤枝市議会議員　11番　石　井　通　春　㊞ | | |
| 議案番号 | 質　　　　疑　　　　事　　　　項 | |
| 第43号議案  令和2年度  藤枝市一般会計補正予算第2号 | 前代未聞の状況で地方自治体も振り回されている状況があるが、市民生活に甚大な混乱が生じている。  今補正はそうした状況に対応する第2歩であると考えるが、この議案に関して現存している課題について質問をします。  収束の兆しが全く見えない状況で、融資や利子補給では営業できない店舗が続出している。経営にかかわる固定費（家賃、事務所代、リース料）など独自の補助を行っている自治体があるが、本市の検討は。  １：5月6日以降も緊急事態宣言（事実上の休業要請）が続いた場合   1. 自治体独自で協力金の支給を行うのか。 2. 連休中30万の協力金は売り上げに見合わない（それ以上の売り上げがある稼ぎ時）ために開業する（実際は周りのプレッシャーなどで閉業せざるを得ない）ケースの対応。 3. 申請主義では制度を知らない店舗も多くある。周知をどうするか。 | |